



マイナスのインパクトのは是正プロセス | コンプライアンス

GRI 2-12,25,27/205-2,3/206-1

コンプライアンス関連研修

日油グループでは、従業員を対象とした各種コンプライアンス関連研修を定期的に実施しています。

2022年度は新入社員、中途採用者を対象としたコンプライアンス研修を継続したほか、下請法に関する注意事項の周知徹底をしました。また、関係会社資材担当者に対し、下請法の教育を実施しました。

法令の制定・改正情報の入手

法令の制定・改正に対しては、さまざまな情報源を活用した継続的な情報入手とともに、適切な対応を行ってきました。制定・改正情報の見落としリスクを低減させるため、グループ会社も含め、法令の制定・改正情報を電子メールにて自動受信できるシステムを導入しています。

社内報による啓蒙

従業員のコンプライアンスに関する意識を高める一助として、年4回発行する社内報を活用しています。キャラクターを使った親しみやすい解説記事を用いて、啓蒙活動を継続しています。



贈収賄防止基本方針

今日の社会においては、事業活動に絡む腐敗行為の防止は、企業における大きな課題の一つとして認識されています。日油は「日油グループ贈収賄防止基本方針」を定め、社長名にて公表するとともに、各国グループ会社へも展開を図りました。近年、厳格化している各国・地域における贈収賄・腐敗防止規制の遵守を徹底します。

このような活動の成果として、過去5年間、贈収賄の違反事例はありませんでした。

不正競争防止

日油は、営業秘密の不正取得、事実誤認を生じさせる行為、知的財産権の侵害等の不正競争行為を禁じ、コンプライアンス・マニュアルに詳細を記載、周知・徹底することで、不正競争防止法の遵守を図っています。

このような活動の成果として、過去5年間、不正競争防止法の取得違反事例はありませんでした。



日油グループ贈収賄防止基本方針

概要

私たち日油グループは、一人ひとりが高い企業倫理に基づいて行動することをCSR基本方針として掲げ、日油グループ各社において倫理行動規範を策定し、コンプライアンスの実践、向上に取り組んでいます。上記取組をより一層推進するために、この度、「日油グループ贈収賄防止基本方針」を制定いたします。本基本方針は、日油グループで働く全ての役員および従業員に適用されます。

宣言

私たち日油グループは、いかなる場面においても不正な手段による利益獲得を行わず、日油グループが事業を展開するあらゆる国・地域における贈収賄防止関連法令を遵守します。

2021年5月28日

日油株式会社 代表取締役社長 宮道 建臣

遵守事項

1 法令の遵守

日油グループの役員および従業員は、本基本方針および関係する国や地域の贈収賄防止関連法令を遵守いたします。

2 社内規定・組織体制の整備

日油グループは、各社倫理・コンプライアンス委員会および内部通報窓口の公正な運用、各種社内規定・マニュアルの整備等、贈収賄を防止するための組織体制を整備・運営いたします。

3 教育活動の実施

日油グループは、日油グループの役員および従業員のコンプライアンス意識の更なる向上のために、適切な教育活動を実施します。

4 監査の実施

日油グループは、定期または不定期に監査を実施し、贈収賄の防止体制が実際に機能しているかを確認いたします。

5 定期的な見直し・改善

日油グループは、監査結果を基に、贈収賄防止体制について定期的に評価、見直しを行います。

6 記録・管理

日油グループは、贈賄防止体制の整備を行うに当たり、適切な内部統制プロセスのもと、すべての取引に関して正確かつ適切な記録を作成し、管理いたします。

7 有事の対応

日油グループは、日油グループの役員および従業員が、本基本方針に違反した場合、または違反の疑いが生じた場合には、法令遵守の徹底および違反の拡大を最小限に抑える措置を迅速にとるとともに、関係当局等の調査に協力いたします。

8 懲戒

日油グループは、日油グループの役員および従業員が、本基本方針に違反して贈賄を行い、または贈賄に関与した場合には、日油グループ各社の就業規則等に従い、厳正に処分いたします。

定義

1. 「贈収賄防止関連法令」とは、日本の不正競争防止法、国家公務員倫理法、米国の海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国の贈収賄防止法（UK Bribery Act 2010）等をいいます。

2. 「贈収賄」とは、①公務員等に対し、営業上の不正の利益を得るために、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、または、その地位を利用して、他の公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあっせんをさせることを目的として、直接または間接を問わず、金銭その他の利益を供与すること、または供与の申込み若しくは約束をする行為、ならびに②自己または第三者の利益を図ることを目的として、自らの職務に関する行為に関連して、金銭その他の利益の提供を受けることならびにその要求および約束をいいます。

3. 「公務員等」とは、以下の者をいいます。

- ①日本および外国の政府または地方公共団体の公務に従事する者
- ②日本および外国の政府関係機関の事務に従事する者
- ③日本および外国の公的企業の事務に従事する者
- ④公的国際機関の公務に従事する者
- ⑤日本および外国政府等から権限の委任を受けている者
- ⑥政党およびその職員
- ⑦公職の候補者

4. 「役員および従業員」とは、日油グループで働く全ての役員ならびに従業員および嘱託、派遣社員等、日油グループ各社と雇用契約を締結している全ての者をいいます。